

ハイチ国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

ハイチに関しては、2004年に入ってから政治情勢の不安定化及び治安情勢の急速な悪化により、同年2月末大統領が国外へ逃亡し、憲法の規定に従い最高裁判所長官が暫定大統領に就任し、その要請を受けて、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）において決議第1529号が採択され、暫定多国籍軍（以下「MIF」という。）が設立された。この後治安状況は沈静化したものの、政治的・社会的混乱は続いた。同年4月、国際連合事務総長報告は、国際連合ハイチ安定化ミッション（以下「MINUSTAH」という。）の設立の必要性を述べた。同月、安保理は、ハイチの状況は国際の平和及び安全に対する脅威を構成するとして、決議第1542号を採択し、同年6月、MIFに代わり、ハイチにおける安全かつ安定的な環境の確保を主な任務として、MINUSTAHが設立された。

2010年1月12日にハイチにおいて発生した大規模な地震及びこれに引き続いて発生した余震（以下「ハイチ地震」という。）によりハイチは大きな被害を受けた。同月19日、安保理は、事態の深刻さと緊急の対応の必要性を認識し、緊急の復旧、復興及び安定化を支援するためMINUSTAHの要員を3,500名増員する決議第1908号を採択した。同決議の採択を受け、国際連合は、我が国に対し、要員の派遣を要請した。我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、ハイチ国際平和協力隊を設置することとし、こ

れにMINUSTAH軍事部門司令部において行われる企画及び調整の分野並びに我が国のMINUSTAHに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行わしめるとともに、自衛隊の部隊等により、ハイチ地震の被災者の支援等の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争が発生していない場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

2 ハイチ国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号ワに掲げる業務（ハイチ地震の被災者であるものの収容に係るものに限る。）及び同号タに掲げる業務並びに同号レに掲げる業務としてハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成22年政令第10号。以下「設置等政令」という。）第2条第1号に掲げる業務に関する企画及び調整並びに同条第4号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、MINUSTAH軍事部門司令部において自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務に関する企画及び調整並びに同号レに掲げる業務として設置等政令第2条第2号から第4号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、MINUSTAH軍事部門司令部において自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

ウ ア、イ及びエからクまでに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事するハイチ国際平和協力隊又は自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であつて、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

エ 国際平和協力法第3条第3号ヌに掲げる業務に係る国際平和協力業務

オ 国際平和協力法第3条第3号ヲに掲げる業務（ハイチ地震の被災者であるものに対するものに限る。）に係る国際平和協力業務

カ 国際平和協力法第3条第3号ワに掲げる業務（ハイチ地震の被災者であるものの収容に係るものに限る。）に係る国際平和協力業務

キ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務に係る国際平和協力業務

ク 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として設置等政令第2条第1号に掲げる業務に係る国際平和協力業務

アからクまでに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

ハイチ共和国とする。

ただし、アメリカ合衆国、カナダ、ドミニカ共和国、マーシャル諸島共和国及びパナマ共和国において、(1)エからクまでに掲げる業務のうち附帯する業務としての輸送及び補給並びに(1)キに掲げる業務のうち輸送の業務を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成22年2月5日から平成25年3月31日までの間

(4) ハイチ国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

自衛官 1名 (ただし、人員の交替を行う場合は2名)

(イ) (1)イに掲げる業務に従事する者

自衛官 1名 (ただし、人員の交替を行う場合は2名)

(ウ) (1)ウに掲げる業務に従事する者

(1)ウに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 5名 (ただし、人員の交替を行う場合は10名)

(エ) (1)エからクまでに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

(ア) 武器

(1)ア及びイに掲げる業務に従事する者について、9mm拳銃2丁 (装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。)

(イ) その他

ハイチ国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アからウまでに掲げる業務に必要な個人用装備 ((ア)に掲げるものを除く。)

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)エからクまでに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装

備

(ア) 規模及び構成

- ① (1)エからクまでに掲げる業務を行うための陸上自衛隊の部隊（人員350名。ただし、人員の交替を行う場合は700名）
- ② ①に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送及び補給の業務を輸送艦等により行うための海上自衛隊の部隊（人員540名）並びにこれらの業務及び(1)キに掲げる業務のうち輸送の業務を輸送機（C-130H）等により行うための航空自衛隊の部隊（人員200名。ただし、人員の交替を行う場合は240名）

(イ) 装備

① 武器

9mm拳銃54丁、小銃（89式5.56mm小銃又は64式7.62mm小銃）305丁及び5.56mm機関銃MINIMI7丁（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）

② 車両

軽装甲機動車、トラック、ドーザ等150両（装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。）

③ 艦船

輸送艦1隻、補給艦1隻及び護衛艦1隻

④ 航空機

輸送機（C-130H）2機（ただし、機体の交替を行う場合は3機）、多用途支援機（U-4）1機、空中給油・輸送機（KC-767）1機及び政府専用機（B-747）1機

⑤ その他

自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(1)エからクまでに掲げる業務に必要な装備（①から④までに掲げるものを除く。）

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、(1)アからウまでに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をハイチ国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をハイチ国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。